

平成 24 年 1 月 5 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

更正の請求期間が 5 年延長 請求範囲も拡大

【1】更正の請求とは

「更正の請求」とは、申告書に記載した税額等に誤りがあったことを発見した場合や確定申告をしなかったために決定を受けた場合などで、申告等をした税額等が実際より多かったときに正しい額に訂正することを求める場合の手続きです。

【2】更正の請求期間の延長

平成 23 年 1 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として 5 年に延長されました。

なお平成 23 年 1 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求期限は従来どおり法定申告期限から 1 年となります。

※【更正の請求期間を過ぎた課税期間について】

平成 23 年 1 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「**更正の申出書**」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととなります。申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てすることはできません。

【3】更正の請求範囲の拡大

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置のうち、一定の措置については、更正の請求（又は修正申告書）の提出により事後的に適用を受けることができるようになりました。

【4】増額更正ができる期間の延長

また、平成 23 年 1 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について、「**増額更正**」をすることができる期間が、改正前は 3 年のものについて 5 年に延長されました。